

招集期日 平成23年12月1日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第2委員会室

開 会 12月1日(木曜日)午前 9時29分

閉 会 12月1日(木曜日)午前10時48分

出席委員 委員長 金澤秀信 副委員長 横田淳一  
委員 石田芳夫 委員 関谷真奈美  
委員 塩屋和雄 委員 駒井 勲  
委員 友山信夫

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長  
区画整理部長 水道部長  
関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇 鹿山 明 美

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、一般議案3件、補正予算4件の計7件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、議案第94号から第96号までの一般議案の審査、議案第100号から第103号までの補正予算の審査の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

次に、議案第100号の一般会計補正予算の審査につきましては、環境経済部所管のもの、建設部所管のもの、区画整理部所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時30分 休憩

午前 9時31分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第94号 市道路線の認定について

委員長 初めに、議案第94号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 おはようございます。議案第94号 市道路線の認定につきまして提案の理由を申し上げます。

この市道F681号線につきましては、事業主である藤和建设株式会社が都市計画法に基づき築造した道路で、市に帰属されたことに伴い、市道として認定するものであります。

路線の起点、終点等、細部につきましては資料をご参照いただきたいと思います。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第94号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第95号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第95号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 それでは、議案第95号 市道路線の認定につきまして提案の理由を申し上げます。

この市道F682号線につきましては、事業主である狭山不動産株式会社が都市計画法に基づき築造した道路で、市に帰属されたことに伴い、市道として認定するものであります。

路線の起点、終点等、細部につきましては資料をご参照いただきたいと思います。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 今度のとの関連の中で、その隣に小さいFの440号線ですか、これと交わっているのですけれども、このF440号線というのは幅員だとか、今後例えば42条2項で後退する必要はない道路というふうに考えていいのですか。

道路管理課長 申しわけございません。幅員については、ちょっと今手持ちの資料がないので、調べていないのですが、この道路につきましては42条の2項外道路でございますので、ですから中心から2メートルといった、そういった規制はかかっておりません。現実には、あそこ、ざっくりですけれども、私現場を見たところだと、90センチぐらい、3尺ぐらいではないかと思うのですけれども、道的に、幅的には。正式な、調べていませんけれども、現場へ行くと、人1人歩ける程度の幅でございます。

石田委員 幅員わからないということなのですけれども、起点のほうを見ると、これ両方交わっていますよね。この交わっているところの場合には、これ幅員はどちらをとっているのですか。両方合わせると結構な幅員になるのかなという感じがするのだけれども。

道路管理課長 今大変図面が小さくてわかりづらいかと思うのですが、ちょうど交わっているところ、公図写しのところの起点のところになるかと思いますが、今ハッチングをしてある、線が引いてあるところなのですが、その部分というのは隅切り部分に当たっているのです。当たってしまっていて、それで682の隅切り部分として計上して、その部分についてはFの440号線の道路と重なった、重複した形で認定しております、その部分につきましては。

石田委員 そうした場合に当然、F440の幅員わからないということなのですけれども、いずれにしる幅員はあるわけですよね。90かどうか、いずれにしる。それと、今度の新しく682号線で幅員を今度4.5メートルですか、なるわけですけれども、それとの関連はどういうふうになってくるのですか。幅員としては両方とるわけ。

道路管理課長 今回のF682号線の隅切りの部分については、道路幅員としての幅員としては考えておりません。認定上の幅員です。もちろん道路としてはみなしていますけれども、認定幅員という形では隅切り部分の幅員はとっておりません。

石田委員 こういう交わっているのは余りないものだから、ちょっと聞いておきたいのですけれども、逆に時期からすればFの440のほうが先にあるわけですね。そこで、今回682を認定するわけですから、狭いほう、狭くなっている部分で認定していくという形になるのではないのですか。あるいは、440を変更するとか、何か一緒に出てこないとおかしい感じがするのですけれども。

道路管理課長 道路が交わって、そこで重複して道路認定をしているというところは現実あります、  
そういった場所は。ですので、別に440号線の道路がその部分がなくなっているわけでは  
なくて、440号線という今その隅切り部分、新しくできた隅切り部分であっても、そこには  
440号線という道路があるわけです。それで、プラス今度新しくできたところの隅切りの部  
分が今度Fの682号線で、両方で認定をしているということでございます。

石田委員 もう一点だけちょっと、今回開発するところが林川沿いになっていますよね。ちょっとこ  
れ別の話かもしれないのですけれども、林川全部まだ番地が入っているのです、これ所有権は  
移転していないのですか。

道路管理課長 もともとこれ当時の農林省の用地でございまして、それが昭和57年の6月に市のほう  
に全部贈与されております。そのままの地番はついたままという形になっております。です  
から、所有権は市のものになっております。

石田委員 いずれにしろ、市有地ということになってきて、これ番地というのも残るのですか、将来  
的には。

道路管理課長 地籍調査事業で申し出なければ、その地番はなくなりません。そのまま残ります。

駒井委員 ちょっと確認なのですけれども、今認定する道路に面しているところは全部そこから道路  
づけというか、利用形態はそこから発生するという格好でいいのですか。

道路管理課長 さようでございます。今回23区画が土地としてなるわけですが、その23区画すべての  
土地が新しく認定をしますF682号線に面しております。

駒井委員 F440号線から右側という部分ですか、その部分の接しているところはみんなその道路  
がなくても生活できるような道路形態なのですか。

道路管理課長 さようでございます。今おっしゃったように、F440号線から東側の部分のそこにさ  
も接しているような宅地がございしますが、それにつきましては、ここ、もともとの、これは  
日生団地というのでしょうか、その団地の中で団地内道路がすべてできていますので、そこ  
に面していますので、これはこの狭い、今言ったF440号線というのはもともとここに道路  
に面した形での宅地構成にはなっておりません。

駒井委員 逆に、なくてもいい道路という格好なのですか。変な話ですけれども。

道路管理課長 なくてもいいのかなという感じはいたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第95号 市道路線の認定についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第96号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第96号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第96号 市道路線の認定につきまして提案の理由を申し上げます。

この市道G643号線につきましては、事業主であるタクトホーム株式会社が都市計画法に基づき築造した道路で、市に帰属されたことに伴い、市道として認定するものであります。

路線の起点、終点等、細部につきましては資料をご参照いただきたいと思います。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第96号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時42分 休憩

午前 9時43分 再開

委員長 会議を再開いたします。

## △ 議案上程

議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のもの

委員長 次に、補正予算4件について審査を行います。

まず、議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

まず初めに、環境経済部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

### 提案理由の説明

環境経済部長 それでは、議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち環境経済部所管の主なものについて、その概要をご説明いたします。

なお、部内の各課の人件費の補正につきましては省略させていただきます。

まず、歳入からご説明申し上げます。補正予算説明書12ページから13ページをごらんください。款21諸収入、項5目1雑入のうち、再商品合理化拠出金受入金997万3,000円の増額は、容器包装リサイクル法第10条の2、市町村に対する金銭の支払いという条項でございしますが、これに基づき、再商品合理化拠出金が確定しましたので、補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。初めに、クリーンセンターの減額補正に関して説明申し上げます。補正予算説明書22から23ページをごらんください。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ処理費、大事業、ごみ中間処理事業費の636万9,000円の減額は、総合クリーンセンターの電気料を減額するものでございます。これは、節電計画に基づいてやった結果の減額でございます。

続きまして、商工課の減額補正に関し、説明申し上げます。補正予算書26から27ページをごらんください。款7商工費、項1商工費、目3観光費、大事業、観光協会補助金145万円の減額は、東日本大震災により被災した方々への配慮、こういう方に配慮いたしまして自粛した3つの催し物、4月に行われる予定でした金子さくらまつり、10万円、おとうろう祭り、15万円、それから5月に予定していました入間茶祭り、これ120万円、これの中止に伴う補助金の減額でございます。

続きまして、みどりの課に関する補正についてご説明申し上げます。補正予算説明書の28から29ページをごらんください。款8土木費、項3都市計画費、目3公園費、節17公有財産購入費2億1,460万円は、大事業、公園等整備事業、用地取得事業としての予算を計上するも

のでございます。今回の補正予算は、黒須第二子供広場に係る用地購入費の計上でございまして、地権者の相続発生を起因とした買い取り申し出に伴いまして、地域に重要な広場として存在しますこの広場を2,907.61平方メートルでございますが、この用地を取得するものでございます。

続きまして、同じページでございますが、款8土木費、項3都市計画費、目6緑化推進費、大中小事業、節13委託料になりますが、2,559万9,000円の増額でございますが、緑化推進事業としての予算を計上するものでございます。予算の内容といたしましては、高倉2丁目地内の保護樹林第1区域において、9月21日に当地を襲いました台風15号の強風による倒木のため、西武池袋線を約6時間にわたり不通となってしまう事故が起きたわけでございますが、この反省から、巨木化したり、繁茂が著しい危険木を早急に除去し、また冬季の雪害による被害、雪害による事故の事前防止を視野に入れながら適正な管理を行うものでございます。延長約220メートルの間の緑地帯でございます。間伐や枝おろしを行う樹木でございますが、対象は約164本ということでございます。

以上で環境経済部のものの説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 歳入からお伺いします。予算説明書の12、13ページ、雑入の再商品化合理化抛出金受入金についてお伺いいたします。997万円ですけれども、品質配分分と低減額配分分に分かれると思うのですが、その内訳、幾らと幾らと教えてください。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 ただいまのご質疑でございますけれども、品質基準配分額2,208万7,896円でございます。そして、低減配分額、こちらにつきましては788万5,901円……

委員長 ちょっと今のもう一度お願いします。数字が合いません。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 品質基準配分額、こちらにつきましては2,208万……

委員長 何で2,000万円なのですか。

〔(997万円を全額として……) と言う人あり〕

委員長 1けた間違えていませんか。

〔(当初予算を含めないで言っていたら) と言う人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時50分 休憩

午前 9時51分 再開



委員長 会議を再開いたします。

クリーンセンター所長、再びお願いします。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 品質基準配分額でございますが、2,208万7,896円、そして低減配分額788万5,901円、合計、入間市に対する拠出金の総額は2,997万3,797円という状況でございます。当初予算との差自体を今回補正をさせていただくということでございます。

関谷委員 次に、これペットボトルと紙製容器包装とプラスチック製容器包装に分かれると思うのですが、それぞれ品質配分はペット幾ら、紙幾ら、プラ幾らと低減額配分もペット幾ら、紙幾ら、プラ幾らとわかりますか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今回の拠出金について、入間市に支払われる拠出金、これにつきましてはいわゆるプラスチック類に限定した拠出金ということになっております。そのほかについては、またちょっと別なルートで対処していますので、拠出金の対象外となっております。

以上です。

関谷委員 そうすると、全部プラスチック製容器の金額でよろしいですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 ビニール、プラスチック類の容器包装に係る拠出金ということでございます。

関谷委員 ちょっとよくわからないので、質疑したいのですが、これは品質のほうですけれども、ランクがつけられて返ってくるのですか。A、B、Dと。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 まず、拠出金の対象、支払いの対象になる、ならないということがあるわけなのですけれども、まず品質ランク、A、B、C抜きでDランクという3段階に分かれているのですけれども、基本的にはそのランクに、Dだと拠出金の対象にならないとか、そういう考え方になっています。入間市については、市民のご協力もございまして、基本的にはAランクを継続しているというような状況でございます。

関谷委員 それで、来年度からの拠出金の見込みがあれば、教えてください。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 この拠出金、実際今年度につきましても、なかなか見込額というのは非常に見込みづらいというところがございます。確定するのが例年9月後半とか10月ごろに拠出金の総額が確定するような流れで、ここ数年、来ております。来年自体が少し、ここで想定額、また細かい話になってしまうのですけれども、ここで、もともとなるのは容リ協会と申しますけれども、そちらのほうで中心になってこの業務進めているわけなのですけれども、その算出基準の中の想定額というものの自体が過去3年間の平均というもので、20、21、22ということで、今回、来年度につきましても、直近の、基準となる過去3カ年の直近というものの自体が組みかえをするので、何と言ったらいいかな……

委員長 AランクならAランクの団体がふえると、それに応じて配分するので、入間市の努力の問題ではないというところをわかりやすく説明していただければわかると思いますけれども。

〔(わかりました) と言う人あり〕

委員長 僕の説明でわかってしまった。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 もう答弁、ではよろしいですか。一回切りますね。

では、関谷委員、あるようだったらどうぞ。もういいですか。

関谷委員 はい、いいです。

石田委員 先ほどの西武線のところの関係と公園の関係というのは、これ資料はないのですか。図面だとか、案内図だとか。出ていないでしょう、資料は。

委員長 今石田委員より、わかりやすい平面図等があればということでしたが、委員の皆さんはいかがでしょう。出していただくということではよろしいですか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 済みません。執行部の、図、今ありますか。

〔(黒須第二のほうじゃなくて、倒木の関係のほうの図面ですよね)

と言う人あり〕

委員長 両方。

〔(だって、2億円からの買い物でしょう) と言う人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時02分 再開

委員長 会議を再開いたします。

石田委員の資料の請求に関して時間かかりますので、一時保留とし、先に進めさせていただきたいと思います。ほかにいらっしゃいませんか。

横田委員 黒須第二子供広場の件なのですけれども、要は相続が発生して、そこを買い取るということになったということで、その中で説明、きのうの総括質疑のときの説明とちよつかぶるかもしれないのですけれども、要は18カ所ですか、ほかにもそのような公園があると、土地所有者、市民の方が持っている土地を借りてやっているところがあるということで、今後市に残していくために、たしか契約の中で、要は不動産鑑定評価ですか、額どうだったか、ちよつとはっきり覚えていないのですけれども、それで買い取るような契約を、更新のときということですか、新規に借りるのだったら新規でしょうし、更新のときは更新ということなのでしょうけれども、そのような条項というか、契約をするというふうにはたしか伺ったと思う

のですが、まずそれを確認したいと。

みどりの課長 今回の黒須第二子供広場に関する使用貸借契約の中には買い取り条項は入っておりません。そのほかに18件ありますけれども、買い取り条項がついているものについては1件ございます。それ以外は、基本的には現地、更地にして、原状回復して返すというような形のもの、あるいは水道施設であるとか、あるいは神社仏閣であるとかというような形での使用貸借契約という形になっております。

横田委員 では、今は、現時点ではあと1カ所ということで、ほかにも、だから17カ所ですか、あるところは契約更新のときにそのような契約の仕方をして、将来的には市が買い取れるような契約の仕方をしていくような方向はあるのかどうか。グラウンドとかだと、そういう形をするようなことをちょっと伺っているのです、同じような感じで、公園とかもそうするような方向にあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

みどりの課長 契約年数というのが主に、短いものと3年ぐらいありますけれども、10年、20年という契約でございます。そういう中で、買い取り条項というのは基本的にはつけない契約になっています。特に最近の契約については。

横田委員 では、確認で。では、みどりの課としては、公園をできる限り買い取るというような方向で決めているわけではないという理解でいいのでしょうか。

環境経済部長 そこら辺は非常に難しい話で、担当部署としましては、今ある公園は維持したいというのが基本路線でございます。ただ、これは市全体の財政状況や企画の判断もありますので、1個1個、こういう事態が起きたときに、小谷田1丁目の公園のときもそうでしたけれども、企画も入れて総合的に調整を図って、判断をいただいて、財政措置していただいているという状況でございます。したがって、鍵山地区で、ことし春、1カ所ご相続で買い取りがあったのですが、そこは近くに宮前フラワーパークというのがあるので、ここはちょっと買い取れないということでお断りしたケースもございます。ただ、その後、相続をされた方がもう一度公園として使ってほしいという申し出がありまして、今現在まだ広場のまま使用されているという状況でございます。そういうこともありますよということで、基本的には横田委員のおっしゃるとおり、そういうふうな考え方が基本でございますけれども、全部が全部対応できるかどうかというのはなかなか難しい状況でございます。

以上です。

〔資料のほうをご用意をできた……〕という人あり〕

委員長 では、よろしければ、配付してよろしいですか。配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

委員長 では、いただきました配付資料について、ちょっと担当よりご説明を、概略で結構ですので、お願いいたします。

みどりの課長 それでは、黒須第二子供広場のほうから説明させていただきます。

今回公有地化しようとする黒須第二子供広場の面積なのですが、2,907.61平方メートルということで、場所につきましては案内図というものを参照いただきたいと思います。農協から463を走っていただいて、郵便局の手前、右側です。斜線で示されておりますけれども、こちらの場所になります。

〔何事か言う人あり〕

みどりの課長 407号線です。失礼しました。

それから、もう一カ所の高倉2丁目の保護樹林の関係でございますが、お手元の案内図があるかと思えます。ナンバー64につきましては、これはその隣にコスモ入間というものが、マンションがありますけれども、平成18年に市のほうに寄贈された場所でございます。そして、ナンバー31から32、33-1、33-2、ナンバー35という形で、ここは民有地を、民地を保護樹林として借り上げているところでございまして、一帯として保護樹林として指定をさせていただいているところでございます。今回ナンバー64の中腹にあります山桜が台風15号の強風によりまして倒れたということで、先ほどの写真にありましたように、西武線の架線のほうに倒れたと、覆いかぶさったということでございます。今回ナンバー64からナンバー35までのところの一帯のところ164本の危険木あるいは支障となる枝が検討しなければいけないということで、その木の伐採あるいは支障となる枝の切除というような形で合計で約2,000万円弱と、そのほかに西武線の電線の保護をするための保護管の設置、それとあと西武鉄道、昼間の作業になりますから、電車の運行に支障のないようにということで保安員の配置ということで約100万円ほどということで、合計で2,559万9,000円の補正予算を計上させていただいたものでございます。

石田委員 まず、子供広場の関係は、1つには単価となっているの、7万3,800円だったかな。単価が、平米。これは、具体的に、例えば昨年あたりの取引が中心で積算、何が基本で積算されているのですか。

みどりの課長 こちらは、正式な不動産鑑定というのはこの補正予算を議決をいただいた後に依頼する形になりますけれども、今回相続税に係る路線価、これが今年度9万円ということなのですけれども、あるいは近隣における1平方メートル当たりの単価ですとか、あるいは地形、奥行き、そして道路づけ等、あと環境等を考慮させていただきながら、あるいは不動産鑑定士さんから助言という形でいただきまして、7万3,800円という数字を出させていただきました。

石田委員 大体わかりました。

あと、もう一つは保護樹林の関係で、場所的にはわかるのですが、例えば西武線との境からですか、保護樹林の境からどのくらいの距離までを伐採の対象ということでやって

いくのですか。

みどりの課長 西武さんとの話し合いの中で、やはりそれは倒れた場合に鉄道敷にかかるような枝については切除いただけないかという話があったのですけれども、ただここ、ご承知のように相当な斜面地なのです。ですから、すべて切ってしまうと、当然今度二次災害ということで土砂崩れ等が心配ありますので、これからそれは西武さんとの協議にも入りますけれども、手前ですと、例えば、それは伐採と、途中、中段ですと中段切りとかいう形で、少し手法を考えながら切除していくという形になろうかと思います。

石田委員 ですから、西武線との線路の敷地との境から、例えばそれが1段、2段になってくる、中段とかになってくるのでしょうかけれども、距離的には大体どのくらいまでが対象として考えているのかということなのです。

みどりの課長 10メートルぐらいかなと思います。

〔何事か言う人あり〕

みどりの課長 10メートルから20メートルということで、申しわけありません。

関谷委員 黒須第二子供広場についてお伺いいたします。

取得後のことでちょっとお伺いしたいのですが、隣接するところも広場というか、何か山というか、そんな感じなのですけれども、ここだけ区切る、何かさくとかして区切る予定なのでしょうか、そのままの予定でしょうか。

みどりの課長 隣接地との境は、新年度、平成24年度の予算でフェンスを設置をするという形で考えております。

関谷委員 西側にフェンスが来るのか、南側も、ぐるっと囲むのか、どのあたりにできるのでしょうか。

みどりの課長 南側になります。

関谷委員 また、取得後、ここに遊具が若干ありますけれども、遊具の整備をしたりとか、あとここ夏はぼうぼう草が生えてくるような気がします、草刈りとか、あとここは第二広場になりましたよみたいな看板立てたりとか、そういったことは何かするのでしょうか。

みどりの課長 ここには今ブランコ、それから滑り台、そして鉄棒、砂場という形で、設置当時からなるかと思いますが、遊具が設置されています。かなり、日常点検等しておるのですけれども、老朽化もあるものですから、これを機会に新たに更新をするような形で予算をまた実施計画等にのせていきたいと思っております。それとあと、看板については、やはり今度公園という形になりますので、何らかの形で設置をしたいと考えております。

関谷委員 公園の名称とかは変わるのか。黒須第二子供広場と今なっていますけれども、第一というものがないけれども、ここは第二子供広場になったとお聞きしたのですが、取得後は何か名称が変わったりするのですか。

みどりの課長 ご指摘のように、第一というものも当初ありました。ただ、その後、ちょっと私もその辺りかではありませんけれども、今黒須第一子供広場というものはございませんで、第二広場だけなのですけれども、公有地化した暁には、自治会等も協議をさせていただきながら、どういう名称にするのかも検討していきたいと思います。

横田委員 1点だけ、木の伐採のほうの関係なのですけれども、伐採業者の選定の方法とか、考えていたら、どのような形で考えていられるのか、お答えいただければと思います。

みどりの課長 金額が約2,500万円という形になりますので、当然設計書を書きまして、管財課の入札という形になるのかなと思うのですが、実は設計書がどの程度書けるのかというのはちょっとなかなか不明な点がございませんで、それで、業者さんのほうもなかなか、造園会社さんのほうにお願いをする形になるかと思うのですが、やっぱりここは重機が入らないという形でございませんで、特殊な技能を持った方と、いわゆる空師さんと呼ばれる方が1本1本きつと木に登って枝を落としていくというような作業になってくるかと思ひます。そうなると、正直言ひまして、今考えておりますのは、設計書が書けないものですから、造園会社さんのほうに金額をお示しして、いわゆるミニ指名というような形でできるのかどうかということをおつと検討させていただきながら、空師さんの入っている会社さんも含めて、見積もり合わせというような形での業務になるのかなと思ひます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ環境経済部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで環境経済部所管のもののお審査は終了しましたが、建設部及び区画整理部所管のもののお審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、建設部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願ひます。

提案理由の説明

建設部長 議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち建設部所管のものについてご説明申し上げます。

補正予算説明書28ページから29ページをお開きください。款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路橋りょう新設改良費、大事業、道路等整備事業、中事業、舗装補修事業1,575万

円は、市道幹41号線舗装補修工事です。この市道幹41号線は、大型車両等の交通量も多く、舗装の傷みが非常に激しいことから、今回の補正予算により補修工事を実施したいものでございます。

次に、項4住宅費、目1住宅管理費、大事業、職員給与費、中事業、一般職給与66万1,000円は、職員の実配置に伴う職員共済組合負担金の増額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

委員長 わかりやすいように、幹41号線の場所をもうちょっとわかりやすいように説明してください。数字だけだとわかりにくいので。

道路整備課長 市道幹41号線なのですけれども、通称いちよう通りと呼ばれている通りでございます。圏央道の新久大橋の西側の交差点から北へ向かいまして、新久小学校の正門の手前まででございます。工事の範囲につきましては、延長が470メートル、幅員が8メートルから最大幅員が9.6メートルということで、舗装の面積が約3,700平方メートルになっております。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 小学校のそばになるのですけれども、ここは通学路にはなっているのでしょうか。

道路整備課長 市道幹41号線は、新久小学校の通学路になっております。

関谷委員 そうしますと、補修する時期とか時間帯とか、気をつける必要があるのかなと思うのですが、いつごろ、どういった形でやるのでしょうか。

道路整備課長 舗装の時期なのですけれども、実際に施工する時期は、これから予算認められて、入札を行って、来年、年明けになるかと思えます。施工の時間につきましては、9時から5時ということで予定しております。工事期間中は、9時から5時なので、小学校の児童さんが帰られるときには十分に注意を払って作業に当たっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

関谷委員 期間としては、例えば2週間とか1カ月とか、どのくらいかかる予定なのでしょうか。

道路整備課長 工事期間は3月の末を予定しておりますけれども、実際の施工期間は2週間ほどあれば終了すると思えます。

関谷委員 確認します。3月末ごろ実際に工事を行う。違う。済みません。確認させてください。

道路整備課長 工期は3月末まで設定しまして、その中で年明けから工事を行うということで、先ほど申しましたように、実質の期間につきましては2週間程度になるかと思えます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ建設部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで建設部所管のもの審査は終了しましたが、区画整理部所管のもの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、区画整理部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち区画整理課所管のものについて提案理由をご説明申し上げます。

予算説明書28ページから29ページをごらんいただきたいと思います。款8土木費、項3都市計画費、目4土地区画整理費3,770万円の増額は、大事業、入間市駅北口土地区画整理事業1,760万円、同じく大事業、扇台土地区画整理事業2,010万円につきましては、国庫補助金の追加要望が認められたことにより、特別会計繰出金を増額するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ区画整理部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで各部ごとの質疑が終結いたしましたので、これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩



午前10時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第101号 平成23年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算  
(第2号)

委員長 次に、議案第101号 平成23年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

区画整理部長 議案第101号 平成23年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の設定でございます。歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ3,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,750万4,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算(第2号)説明書によりご説明申し上げます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。8から9ページ、款1項2目1区画整理事業国庫補助金1,760万円の増額は、交付額の決定によるものでございます。

次に、款2項1目1一般会計繰入金1,760万円の増額は、国庫補助金の増額に伴い、繰入金を増額するものでございます。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。10から11ページ、款2項1目1事業費3,520万円の増額は、物件等移転補償料として新たに建物移転1棟を実施するものでございます。

補正予算(第2号)予算書4ページ、第2表の繰越明許費につきましては、款2項1事業費、北口地区35街区等造成工事が年度内に完成することが難しいため、繰り越し措置を行うものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 物件等移転補償料の3,520万円の内訳はということ、建物、例えば何平方メートルだとか、敷地だとか、そういう内訳をちょっとお聞きしたいのですが。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 ちょっと今手元に細かい資料がないのですが、建物1棟でございます。かつては住宅または医院として使われていたものでございますが、そちらを補償させていただくものでございます。

石田委員 例えば住宅1棟、その1棟の面積と敷地の面積とか、全然わからないのですか。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

答弁を、所長、お願いいたします。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 木造平家建ての専用住宅125.98平方メートルでございます。よろしくお願ひいたします。

石田委員 そうすると、これ引き家ではなくて、建てかえの費用ですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 補償につきましては、再築補償という考え方になります。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第101号 平成23年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第102号 平成23年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

委員長 次に、議案第102号 平成23年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

区画整理部長 議案第102号 平成23年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ3,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,114万円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第2号）説明書によりご説明申し上げます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。7から8ページ、款2項1目1区画整理事業国庫補助金1,900万円の増額は、交付額の決定によるものでございます。

次に、款4項1目1一般会計繰入金2,010万円の増額は、国庫補助金の増額に伴い、繰入金を増額するものでございます。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。9から10ページ、款2項1目1事業費3,910万円の増額は、物件等移転補償料として新たに建物移転1棟を実施するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 北口と同じなのですが、3,910万円、これ引き家になる。どういうふうになるのか、裏づけをちょっとお聞きしたい。

扇台土地区画整理事務所長 軽量鉄骨の2階建ての店舗併用住宅、約163平方メートルの1棟の再築でございます。

横田委員 8ページなのですがすけれども、補助金が1,900万円というふうになっていて、一般会計の繰入金が2,010万円ということで、北口の場合は両方が同じ数字だったのですがすけれども、これずれが出ているのですがすけれども、そのあたりは何でこの金額のずれが出てくるのかをご説明いただければ。

扇台土地区画整理事務所長 単独分というか、当然補助金で見られない部分ありますので、その分は追加してあります。北口とちょっと内容違うのですがすけれども、基本的には北口も多分継ぎ単分というか、市の単独分が予算的にあるから、多分見ていないのだと思うのですがすけれども、うちの今回の目いっぱい補償料を見ているので、その中に当然市の分、市の単独で見なくてはいけない部分があるので、こういう形、110万円……

委員長 市の単独分。

扇台土地区画整理事務所長 はい。細かく言えば、例えば水道の補償だとか含めて、補助金では見られない補償料が出てきますので、その分を110万円、うちのはのせてあるということです。

横田委員 では、確認なのですが、要は補償料として出すべきもので補助金では賄い切れない分を市から差額分を出している、充てているという形でよろしいのですか。

扇台土地区画整理事務所長 そのとおりです。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第102号 平成23年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時46分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第103号 平成23年度入間市水道事業会計補正予算(第2号)

委員長 次に、議案第103号 平成23年度入間市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

水道部長 議案第103号 平成23年度入間市水道事業会計補正予算(第2号)の概要につきましてご説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページをごらんいただきたいと思います。今回の補正予算、第2

条の収益的支出の補正につきましては、既決予定額29億2,266万1,000円に591万6,000円を増額し、補正後の予定額を29億2,857万7,000円とするものです。内容につきましては、原水及び浄水費で水道施設課浄配水担当職員の給与費であり、当初予算で職員4名分を計上していましたが、職員の人事異動及び再任用短時間勤務職員1名が配置されたことにより、精査をしたところ、不足が生じることから増額するものでございます。

次に、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、既決予定額3億4,331万5,000円に人件費を精査したことによる職員給与費591万6,000円を増額し、補正後の予定額を3億4,923万1,000円に改めるものでございます。

以上で補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。  
質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。  
議案第103号 平成23年度入間市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午前10時48分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。  
これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。  
本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 金 澤 秀 信